

2023年6月9日

コスモエネルギーホールディングス株式会社株主各位

株式会社シティインデックスイレブンス

コスモエネルギーホールディングス株式会社第8回定時株主総会における 議決権行使のお願い及び議決権行使方法のご案内

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社は、コスモエネルギーホールディングス株式会社（以下「コスモ社」といいます。）の株式を共同保有者分と合わせて議決権で約20%所有する大株主です。

6月22日に予定されているコスモ社の第8回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、コスモ社は、弊社らを対象とした大規模買付行為等への対応方針に基づく対抗措置（以下「本買収防衛策」といいます。）について、MOM決議（弊社ら及びコスモ社役員持株会等の議決権を除く出席株主の議決権の過半数の賛同により承認を得る。）による本買収防衛策の発動に関する承認議案を上程するものとしています。

経済産業省が立ち上げた「公正な買収の在り方に関する研究会」の指針原案には、MOM決議が許容されうるのは「買収の態様等（買収手法の強圧性、適法性、株主意思確認の時間的余裕など）についての事案の特殊事情も踏まえて、非常に例外的かつ限定的な場合に限られることに留意しなければならない」と書かれていますが、弊社らは本年1月にコスモ社が本買収防衛策を導入して以降、1株もコスモ社株式を追加取得しておらず、また、今後のコスモ社株式の追加取得についても決定していないのですから、強圧性や株主意思確認の時間的制約が存在するとは言えません。また、コスモ社がコスモ社経営陣にとって有利な議決権行使をする可能性が高いと思われる広義の持ち合い株主約22%の議決権は制限していないという点においても、公正な決議とは程遠いものであります。このようなMOM決議による横暴な強行採決がまかり通るようであれば、今後、コスモ社に限らず経営者の自己保身のための買収防衛策の発動が横行する虞があり、日本のコーポレートガバナンスが後退するのではないかという危機感を抱かざるを得ません。

従いまして、弊社といたしましては、コスモ社株主の皆様、コスモ社の企業価値・株主価値向上のため、そして、我が国におけるコーポレートガバナンスの発展のためにも、後述のような議決権行使を行っていただきたくお願い申し上げます。

① 議決権行使のお願い

弊社といたしましては、コスモ社株主の皆様におかれて、本定時株主総会において、以下のように議決権行使を行っていただきたく存じます。

1. **第5号議案**（会社提案：大規模買付行為等への対応方針に基づく対抗措置の発動に関する承認の件）【**買収防衛策**】への「反対」の議決権行使
2. **第2号議案**（会社提案：取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件）のうち、**山田茂代表取締役社長の取締役選任（再任）**への「反対」の議決権行使
3. **第6号議案**（株主提案：取締役（監査等委員である者を除く。）1名選任の件）【**弊社提案による渥美陽子氏の社外取締役選任**】への「賛成」の議決権行使

② 議決権行使の方法

別添資料（議決権行使の方法）に、書面（議決権行使書）による議決権の行使方法、及びインターネットによる議決権行使方法についての説明を記載いたしましたのでご覧ください。また、すでに書面・インターネットいずれかで議決権行使を済ませたコスモ社株主の皆様におかれましても、インターネットにより改めて議決権行使を行うことができます。

議決権行使書において各議案に賛否の表示がない場合は、会社提案議案については賛成、株主提案議案には反対したものと取り扱われるということですので、議決権行使書により議決権行使を行われる場合には、上述の「①議決権行使のお願い」の内容にて**賛否を明記**していただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

注：

弊社は、本株主総会について議決権の代理行使の勧誘（委任状の勧誘）を行う予定はなく、本書面についても議決権の代理行使の勧誘を行う意図はありません。